



2023年 2月 1日  
第126号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申 15号 第1回団体交渉報告 その4

# 「ととのう」って何!?

## 乗務復帰の基準 目安なし!



JR東労組横浜地本は横地申15号団体交渉で、乗務復帰の基準を「どのように押し量っているのか？」を問いました。

会社の回答は、「大事なことはしっかり腹落ちしていただいた」「(操縦そのものだけではなく)意識が一緒にくっついてくる」「タイミングとして1月16日にパワーポイントで発表していただいて本人の理解度を見させていただいた」「ご本人の考えが整った発表ができた」と、乗務復帰の基準がハッキリしていません。それでは、精神論だけであり懲罰的な日勤教育に繋がります。

もう一つ、会社回答で繰り返されたのは「マインド」という言葉です。「マインド」とは人の「意識」や「精神」であり、これまた他者が押し量ることが難しい領域です。

### 会社回答

- ・ 運転士としてのマインドをしっかりと整える。社員としてのマインドを整える。ということを会社として必要と判断した。
- ・ 社員としての前に企業人として、社会人としてしっかりとしたマインドを目指す。そこを目指しながら乗務復帰を目指すという方針が固まった。



事象に対する原因も示さないで、「腹落ち」とか「マインドを整えろ」ってどうしたら乗務復帰できるの？

精神論で安全は守れない!  
会社は直ちに  
懲罰的日勤教育をやめろ!